

第百八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 五 号

(1110)

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石橋 一弥君

理事 片岡 清一君

理事 熊谷 弘君

理事 野呂 昭彦君

理事 草野 威君

理事 石渡 照久君

理事 越智 通雄君

理事 金子 一義君

理事 鈴木 恒夫君

理事 渡海紀三朗君

理事 中山 利生君

理事 左近 正男君

理事 中沢 健次君

理事 小谷 輝二君

理事 柴田 睦夫君

出席國務大臣

自治大臣 葉梨 信行君

國家公安委員会 委員長 新田 勇君

出席政府委員

警察庁長官官房 長 新田 勇君

警察庁刑事局保 安部長 漆間 英治君

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治大臣官房審 議官 森 繁一君

自治省行政局公 務員部長 柳 克樹君

自治省財政局長 矢野浩一郎君

自治省税務局長 津田 正君

消防庁長官 関根 則之君

委員外の出席者

外務省経済協力 局技術協力課長 大島 賢三君

地方行政委員会 調査室長 島村 幸雄君

五月二十二日

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出第六九号)(参議院送付)

同月二十一日

医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願(村井仁君紹介)(第四二〇〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

閉會中審査に関する件

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出第六九号)(参議院送付)

○石橋委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、参議院送付、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。葉梨自治大臣。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

方公務員の処遇等に関する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

近年我が国の経済社会の国際化に伴い、地方公共団体においても外国の地方公共団体、外国政府の機関等との交流を深めており、地方公務員がこれらの外国の機関の業務に従事する事例が増加しておりますが、国際協力等の目的を達成するためには、これらの職員が安心して派遣先の業務に専念できるよう、これらの職員の身分取り扱いを整備する必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公共団体の任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意に基づき、または外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条約で定めるところにより、職員を派遣できるものとすることとしております。

次に、派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員としての職を保有しますが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは職務に復帰するものとするとしております。

次に、派遣職員の業務上の災害については、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行うものとするとしております。

給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならないものとするとしております。

なお、この法律は、昭和六十三年四月一日から施行することとし、施行の際現に休職または職務専念義務を免除する措置により外国の地方公共団体の機関等の業務に従事している職員について必要な経過措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○石橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○加藤(万)委員 ただいま提案がありました法案について、幾つか質問をさせていただきます。

国家公務員の海外派遣につきましては、既に十数年前から同法があるというふう聞いておりますが、この時期に地方公務員に対するこの法案を提案した理由はどのようなことでしょうか。

第二の質問は、七条条項に給与の問題が、国家公務員に準じて云々、こうありますが、私は、地方公務員の賃金という問題は、当委員会でもしばしば議論がありますように、国家公務員と並びに

律するということはどうも合点がいきません。むしろ地方自治体の自主的な、あるいはそれぞれが取り決めている給与条件に従って行うべきであつて、もしそれが国家公務員との関係で極めて差があるとするならば、行政指導その他において行うべきであつて、本法そのものに記載をする法案として提案をする必要はないのではないか、こう思うのですが、以上二点について、まず御答弁をいただきたいというふうに思います。

○柳(克)政府委員 先生御指摘のとおり、国家公務員の場合には、昭和四十五年法律ができました、四十六年から施行されております。この当時は、地方公共団体の職員が海外協力というようないふことで海外に出ていくことが余り例がございまして、地方公務員については制度をつくるまでに至つていなかったということでございます。最近、特にこの数年、海外に派遣される地方公務員の数が非常にふえてまいりまして、現在なお増加傾向にございますので、国際化という観点から今日提案をしてお願ひ申し上げておる次第でございます。

それから第二点の派遣職員に対する給与の問題でございますけれども、国家公務員の派遣法には、国家公務員につきまして、派遣期間中の給与として原則として七割ということを決めておりますが、国家公務員の場合と同様の目的でもって海外へ出ます地方公務員についても国家公務員と同様の取り扱いをするということが望ましいと考えまして、国家公務員の基準に準じてという規定を入れたわけでございます。これは、現在の地方公共団体で海外に派遣されている職員についての給与を見ますと、いろいろばらばらでございまして、その観点、それからもう一つは、国家公務員と同様の基準ということによりまして一定の保障と申しますか、一つの線を引きたい、職員のためにもその方が安心できるのではないかとというような観点からこういう規定を入れたものでございます。

○加藤(万)委員 近年といいますが、おたくからいたいた資料ですと、六十年代で百三十何人ですが、十年前も百人以上出ているのじゃないですか、もう少し早くこういう対応をすべきではなかったのですか。資料説明の段階で、外交関係に関する委員会での法律案というのは初めてだそうでありまして、私も、実は長いこと地行をやらしていただいておりますが、先回、消防関係の派遣の法案が出ましたけれども、こうしてまとめた一つの体系として出るのは初めてなものでございまして、さういふことでもひっくり返してみたら、さういふ状況であります。

で、四月一日にさかのぼって当面経過措置を行うというところでありますけれども、どうでしょう、時限をどのくらいの期間に限定するか、これは検討の余地があるかと思ひますけれども、現にこれほどの人間が派遣されているわけですから、本法を適用して適用する。この時限をどのくらいに切るかは当局で考えていただければいいわけですが、私は、さまざまなこの法案に盛り込まれている処遇条件を今後できれば時間的に少しさかのぼらして、例えば三年であるとか五年であるとか、さういふ条件をつくって、適及を条件適用をすべきではないか。年金問題もそうだし、あるいは給与の面でも、あるいは職場の確保の面では現実には行っているかもしれないけれども、さういふ条件を整えてやるべきではないか、これが第一点であります。

私が言っているのは、給与の問題は七割保障、なお一〇〇%保障という、その給与の格差の問題を言っているのではないのです。給与の設定というものはそもそも地方自治体の自主的な行政執行上の権限ではないか、したがって、さうなつてくると、国家公務員に準じて云々と本法で規定するのはどうか、むしろそれは行政指導上、それぞれの各地方自治体に対して、さういふ施策をとるべきではないか、こういうことを申し上げているわけでありまして、これはさういふ方向で地方の

自主的な対応というものを与えていくということが必要ではなからうか、こう思ひます。後でこれは答弁をいただきたいというふうに思ひます。それから、これに関連しますけれども、外務委員会が今議論になっております例の緊急援助隊派遣に関する法律案、きょうも新聞で我が党の河上先生が少しこの問題に対する御意見を述べられておられますが、外務省の方、見えておると思ひます。この中には、警察庁は含まれますか、これが第一点であります。

今外務省が外務委員会に提案をしている国際緊急援助隊の派遣に関する法律案では警察、消防は含まれていないのでしようか。含まれた中で、いふところの援助隊チームを組もうとしておるのか、これをまずひとつ外務省からお聞きをしたいと思ひます。

○大島説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘がございましたように、外務委員会の方で、外務省が主管官庁となりまして提出をしております国際緊急援助隊の派遣法というものがございまして、諸般の事情によりましてまだ審議をされるに至っておりません。

内容につきましては、海外で大規模な自然災害等発生した場合に、その被災国が必要としております人命救助であるとか医療の救助あるいは技術協力的な援助を行う、さういふ活動を行うために我が国が持つておりますいろいろな専門的な知識、ノウハウ、さういったものを出すことによつて、より大きな国際協力に結びつきたいというのが大きな趣旨でございます。

そこで、救助でございますけれども、我が国内におきまして救助活動を専門的にに行い得る能力を持っておりますものは、市町村の消防それから都道府県の警察、それから海上に關します救助というところでは海上保安庁にございまして特殊救難隊それから自衛隊とあるわけでございまして、こういった緊急援助隊の派遣法におきましては、さういふ救助に関連します活動について、市町村消防

それから都道府県警察それから海上保安庁というものの専門的な能力を活動できるように措置をいたしております。

したがいまして、今御指摘ございましたように消防、警察が含まれておるわけでございまして、その関連の所要の組織法の改正も同時に行うという内容になっております。

○加藤(万)委員 大変ですね、自衛隊を救援機で派遣するとなると、これは自衛隊の海外派遣ですからね。

これは自治省にお聞きしますが、先般、世界の災害時に消防派遣の問題が法律案で可決されました。この消防派遣と今の緊急援助隊との関係はどう整合性を持たれるのですか。もし、チームとして出すならば、これは本来法律が一本化されなければおかしいと思ひます。今の外務省の説明はそのとおりでしょう。

それから、今度警察も派遣しようじゃないかということがある審議の過程でも出ましたよね。さうしたら自衛隊の緊急災害時における海外派遣、こういうことを考えてみますと、自治省もいよいよ国際外交の舞台に地方団体を含めまして入っていくということになりますから、これは大臣、この法律だけに限定して見られる、この場合は海外の技術援助的なものを含めてのことでございますけれども、大変な内容をこれから持つてくるような気がしますね。

まず整合性の問題については、ぜひ自治省側からどなたかひとつ説明してください。

さういふ時間がありませんから、続けて質問していきます。

外務省、いろいろ今地行で議論になっておりますように、外国への我が国の地方公共団体からの派遣がありますね。同時に、外国から今日本が海外協力事業あるいはいろいろな組織を通じまして受け入れていきますね、研修員であるとか技術習得のためとか医師とか、時には我が国の学術関係まで含めて教師を呼ぶとか。最近、問題になっておりますのは、さういふ海外から入ってくる

人の健康管理が実はできていないというのです。日本から派遣する場合は、それぞれの会社あるいは企業でも当然健康診断をしまして海外に派遣し、向こうにおいて、海外の施設でいろいろな健康診断を受ける。ところが、外国から入ってくる人は、向こうを出るときに健康診断をされてないのですね、これは全部とは言いませんけれども、そういう例が多いそうです。そして日本に来られて、せっかくの研修期間一年間あるうちに、三カ月なり四カ月なり病気で病床に伏してしまふ。日本では外国人に対するいわゆる労働基準法で定めらるような健康管理のシステムはありませんから、半年に一遍定期診断を受ける、健康診断を受けるということもないわけですね。結果として日本の海外協力という問題が極めてロスを生じている、こういう事態があるわけです。したがって、日本に来た場合には日本の法に適用して、あるいはそれに準拠しながら、できる限り健康管理に配慮すべきではないか、私はこう思うのです。この二つの点。

自治省、先ほどの質問はいいです。私の要望にしておきます。時間がありませんから、今の整合性の問題、それから外務省の方、健康管理についてどう考えられるか、御答弁いただきたいと思ひます。

○大島説明員 我が国に海外から民間ベースあるいは政府ベースでたくさんの方々が参つておられるわけですが、私も、私どもの所管しております政府が受け入れている技術研修員、これは国際協力事業団を通じてやっておりますが、年間約四千四、五百名程度でございます。

〔委員長退席、西田委員長代理着席〕
これらの来日します研修員が日本に来まして病気になるという、せっかくの研修をむだにしてしまふということもございまして、本人にとつても非常な不幸であるわけでございます。そういうことのないように、私どもも日本に来ます前、それから日本におります期間の健康管理については、いろいろ健康チェック体制も含めまして

きちつとしなければいかぬということで、努力しておるつもりでございます。

具体的に申し上げますと、研修員として日本に来ます前に、その受け入れを決定するに際しましては、本人の健康証明書、本来は私どもといひますか日本側がそこまで徹底してやればいいのかもしれませんが、現状では日本側が直接健康診断するほどの能力、余力もございませんので、相手国政府に本人が健康診断書を提出いたしていただき、相手国政府がその国内できちつと本人について行われた健康診断書をチェックしまして、問題がある人はその段階ではねる、したがって、日本には来れない。そのほかのいろいろな条件もございまして、健康面につきましてもパスした人が日本に推薦されて受け入れが決まる、こういうやり方になっております。

それから、日本に来ました後ににつきましては、国際協力事業団の研修所が全国に十一カ所ございまして、それぞれ研修所に顧問医を置いております、あるいは相談員を設けております、そういうところで常時健康相談に応じる体制をしております。

それから三番目に、すべての来日しました研修員に対して、受け入れ期間中に海外旅行傷害保険を義務的につけております。これは政府の負担におきまして保険をつけさせて、万一病気になる、あるいはけがをしたといったようなことがございました場合には事業団が療養費を負担するということになっております。

先ほど四千五百人程度と全体の数を申し上げましたけれども、昨年度一年間の数を調べてみますと、来日しました四千五百人の研修員のうちの九人がいろいろな事故あるいは病気で入院をいたしておられます。少し長期にわたったケースもございましたけれども、その九人のうちの二人が帰国したということもございまして、この数が多いか少ないかというのはいろいろございしますが、私どもとしてはこの対応については御指摘のように一層力を入れまして、心配のないようにしてい

きたいと思っております。

○柳(克)政府委員 消防の救助活動の場合でございまして、これは先生先ほどおっしゃいましたような事例がございましたものですが、今般法律案を提出いたしました、そういう態勢に対応できるようにしたい、こういうことでござい

今お願いしております海外派遣法との関係で申しますと、この海外派遣の場合には国際協力で行く国へ行きまして、しかるべき向こうの地方公共団体等の指揮下に入つて仕事をすること、その仕事はこれらの団体の公務といふことでは非常に考えにくいというようにございまして、そういうような観点から提案をいたしております。非常に原則的に申しますと、海外派遣の場合、この法律の場合には、職務が向こうの仕事をする、それから救助活動の場合にはこちらといひますか、日本の仕事をしておるといふような整理と考えております。

○加藤(万)委員 大要内容的には、お互いに質疑応答を交わしますと、他の法律案との矛盾とか整合性とか十分ひとつこれからは気をつけて目を配っていただきたい、こう思ひます。

大臣、サミットの前にフランスへ行かれるのだそうですね。二十八日に経済対策閣僚会議があるというふうには私は聞いておったのですが、けさ新聞を見ましたら、きょうおやりになるそうですね。今度総理がお持ちになるサミットへのおみやげは五兆円の補正予算、それから内需拡大の一兆二千五百億と言われている減税ですね。大蔵大臣は所得税、住民税減税をこの中に含めて行ひます、こう言っているわけですね。これは税務局長、地方税の減税がこの時期にどういふ条件が整えばできますか。

○津田政府委員 今国会に税制改革の一環として、個人住民税につきまして軽減を図るため、初年度分というように格好で提出してあるわけでございます。ただ、正直申しまして、年度途中になりまして、個人住民税は六月から徴収に入ると

いう時期でございまして、既に大方の普通徴収あるいは特別徴収の通知は手続がもう現行税制で進んでおるような状況でございます。所得税におきまして年末調整という手段がない住民税の特殊性、こういうような観点から、従来におきましては年度途中において減税を実施した例は実はいまありません。しかし、今回の問題、国際協力の履行であるとか、あるいは税制改革というものにつきまして衆議院に設けられました協議機関の協議の状況というようにございまして、場合によりましては減税というようにも考えなければならぬのではないかと、かように思っております。

その場合には地方団体、それから特別徴収義務者の事務処理というものが円滑に行われるための措置というものを考えることはもちろんでございますが、現在のような地方財政の状況といふことを考えますと、所得税減税の交付税影響分も含めまして地方財源補てん措置をしっかりと確立して、地方団体の財政運営に支障がないようにしなければならぬのではないかと、かように考えておるわけでございますが、結論はまだ出ておらない状況でございます。

○加藤(万)委員 大臣、この前交付税問題で各党の皆さん方が質問しまして、大臣は、御心配をかけるまいと思ひます、いわゆる今、協議機関で議論になっている税法の改正をなるべく早くひとつめどをつけていただきたい、でなければ交付税の支給ができない、こういうお話をしたね。私は、その範囲ではその答弁でいいと思ひます。ただ、今起きている内需拡大とか減税問題はやや政策的、政治的要請です。官僚の皆さん方、いわゆる事務方としては、税法をやつてくださいますように思ひます、これでいいと思ひます。ただ、大臣の場合には私はその答弁では少し物足りません。物足りないというよりも、むしろむなしさを感ずるのです。大臣の場合は政治家ですから、事務方がおっしゃるような答弁を、メモをもらつ

て答弁するのじや意味がないのですね。一兆二千三百億という減税、あるいは五兆円の補正予算、これは減税を含めるかどうかは別として、こうした場合に、今税務局長からもお話がありました。

たように、五十八年のときにはできなかったのです。五十九年に持ち越して、五十九年に減税したのです。今、六月段階でそれぞれの徴税措置が行われていること、それからこの次に減税をやることになると、それは全部洗い直しをしてやらなければいけません。そういう条件にあるにもかかわらず、今地方団体は財源的にめどがつかないという状況にあるわけです。どうされるのですか。

それから、きょうの経済対策閣僚会議でもし話が出ておたらこれは御答弁いただきたいと思うのですが、公共事業を含めて五兆円の補正予算を組む、いいでしょう。今こういう状況ですから、当然もっと大型に組んでいくらに私は思っておりますけれども、その場合の財源問題についてどう考えられるのですか。一兆四千億円の昨年度度の緊急経済対策を決めたときに地方団体が負担した金、それから、大臣が本会議で御答弁になりましたように八千億の単独事業の追加、実問題としてなかなか未消化でしょう、起債の面におきましても財源措置の面におきましても。そういう状況に今度は五兆円の補正予算が来るのです。なお、当委員会では質問がありましたように、交付税の総額については法律の改正案が出なければ、御

心配はないと言っていますけれども、法律案の改正が決定しなければその額が確定できない、こういう状況にあるのです。アングラ放送かどちらかかというのは別にしまして、大蔵大臣はそれなりのことを言っているとは私は思うのです。例えば、減税については戻し税以外にできません、こう言っているでしょう。そういうふうに新聞では報道していますよ。それから五兆円の問題についてはNTTの株の売却であるとかあるいは建設国債の発行であるとか、何となしに、あなるほどそうすればできるのかなという期待を持ちます。自治省は何も言っていないです。この前、売上税のときには官房

長が少し食言的なことを発言したものですから、野党から攻撃されていきました。今年度予算について売上税問題云々、こういう話がありましたけれども。

この時期こそ、自治大臣としては、こうこうとうという方向でやればやれますよ、なお國に對してはこの財源についてはこういう方向で自治省として折衝しますよ、大蔵省との折衝はこうしますよという、そういういわゆる自治省が何を考えているのだからかと思つてゐる地方自治団體に對して——私はこれは官僚の人では無理だと思つたので、発言しろといつても、これはできません、ま

たやられますから。大臣として政治家、同時に自治省、各地方団体に政治的な責任をお持ちになる立場からいえば、今の減税に對してはどうしますと。財源対策については、今局長から話もありますように減税に對する財源がこうなければなかなか難しいです。そのめども税制改正だ、こういう話になってしまふわけです。これじゃ地方自治団体、自治省が何を言っているのだろうか。ならば、九月の各地方自治団体の補正予算ではこうしまししょう。こういう答えが出てくるのですね。全然そういう政治的な発言がないですよ、新聞で見る限り。先回この罫みで大臣の苦惱の様子はわかりましたけれども、苦惱だけ言っているんじゃないや。我々でも言えることなんで、どうなんでしょう

○葉梨国務大臣　確かにけさ経済対策閣僚協議が開かれまして、今度策定されます総合経済対策につきまして、政府並びに党の担当役員の間で議論が行われました。それで、積極的な財政政策をしまして、日本が世界の経済の中で日本としての景気浮揚の責任を果たしていくためにどういう内容を盛り込んだらいいかということについて議論が出た次第でございます。そして、公共事業、国における公共事業、地方単独事業あるいは政府機関における事業並びに減税を含んで、どのように配分したらいいかということにつきまして大略の議論が行われ、なお一層問題点を煮詰めて

て二十九日に二回目の会合を開こうということですが、きょうは散会した次第でございます。

地方にとりましては、昨年に比べて公共事業を大幅に計上するといったしましても、その四割から

五割は地方負担となるという問題がございます。それから、地方単独事業はもちろんでございます。一般財源並びに地方債の起債をしなければなりません。しかも、地方におきましては、この厳しい景気の中で地方における歳入がなかなか伸びないという問題もございます。

それで、まず減税問題でございます。減税をやるといふ方針は決まっております。減税をやるといふ方針は決まっております。

が、中央における所得税減税、これは確定してゐるのではないであらうか、内容、額はこれから検討するところでございますけれども、決まつていゝるであらう。地方税、地方住民税の減税をやるかどうかというところは慎重に考えなければならぬと思ふのでございます。既に住民税等につきましては、住民税徴収の手続が進んでおりまして、年度途中における減税は、先ほど局長も申し上げましたように、今までやったことがない。これを塗した中では、今までやったことがない。しかし、景気浮揚のために所得税だけでなく住民税の減税もやるとすれば、それにはそれなりの地方に對する裏づけがなければ対応できない、こういう状況であるわけでございます。

それから、減税の問題につきましては、これは

国税、地方税を通じての問題でございますけれども、ことしだけ減税をやるということでは済まない。景気浮揚とか消費を活発にするというような政策目的からいたしますと、ことしも来年以降も通じて減税がきちつと行えるような裏づけをつくらなければならぬ。そういう意味で、税制改革の一環としてその裏づけを一体どう行っていくか、そこに賢心の存するところがあるわけでございます。

また先生は、御心配いただきました、地方交付税の配分につきましては八月中に事務手続を終わらなければならぬけれども、時間が無いであらう。

うとおっしゃいます。まさに時間がないからこの税制改革についての検討委員会の議論を速やかに進めていただいて、方向をきちんと決めていただかなければならない、このように考えている

大略、そういう状況であることを御報告申し上げます。

〔西田委員長代理退席、委員長着席〕
○加藤(万)委員 時間がありませんから、一つだけ私の見解を申し上げておきます。

減税をやるにしても何にしても一般財源でどう始末をつけるのか。きょうの議長の協議会の発言

月先になつても、交付税はもう間に合いませんね、年度末に各交付税がどのくらい総額として確定するかということはあるでしようけれども。そうしますと、大臣、今減税をやるかやらないか、これは大変なことですね、大蔵大臣は所得税と住民税減税をやると言っているのですから。大臣はもっと言われたらいいですよ、今までそういう例がありません、したがって一般財源で全部始末してくださいと。交付税特会なら特会の一般財源で繰り込んで、交付税特会から交付税関係の特会財源は始末します、そうしなければ私は責任持ちません、これぐらいのことは言つてもいいと思うのです。

そういうことを言わないから、どうも自治省の

方は法律待ちだ。御心配はかけません、こう言っている。自治省はまた何かあるのだろう。私は、これは少し勘ぐった見方で申しわけないけれども、今度の売上税法案に伴う地方の交付税関係、利子課税も含めますけれども、これは売上税は額にかくとして、制度としては地方に分配する金額の問題を第四の安定した課税税目として——売上税がいかどうかは別ですよ。そういうものをねらったというねらいはわかるのです。それに固執されているような気がしてならぬのです。どうも、売上税で第四の安定した税目ができた。これを確保するためには余り大蔵省に物を言つては相

だ。物を言つてはそこが断ち切られてしまうのではない。あるいは、売上税が廃案になった状況の中で次の大蔵省との折衝がしにくくなる。そういう面があるために、本来地方自治体が持っている要請に対してはたえるアドバランが上げ切れない。これは少しうがった見方かもしれないけれども、きょうは時間があるからこれ以上言いません。

そういう見方すらされる可能性がありますよ。ですから、売上税を中心とした安定した税目を第四の税目、いわゆる所得、法人、酒税、そして第四の税目をつくった。別に考えた方がいいですよ、売上税がだめになったのですから。そして、第四の安定した税目を取りながら同時にやる。今の段階でどうするかといったら、決まらないのは一つか二つしかないのです。だって、売上税はなくなったのですから、電気税はもとに戻るわけでしょう。たばこ消費税は十二月三十一日までですから、来年の三月三十一日までまた延ばすしかしょうがないですね。もう決まったでしょう。それから、財特はもう利子課税がだめになったわけですからこれも決まっているでしょう。交付税を算定する基礎に決まっているのは減税だけですよ。減税財源だけでしよう。それはいろいろあります、きょうは時間がありませんから言いませんけれども、それに基づいて地方の財政計画をつくり、やるということは不可能ではないのではないですか。

この間からここで皆さんから交付税の確定がでないのはけしからぬ、早くしろ、じゃないと地方団体は困るぞ。何かそういう期待にたえるものは、ここそこそこをやってくれなければおれの方は困るのだ。交付税の交付もできない。したがって、地方団体が今度はさらに五兆円の追加をされた補正予算の中で地方公共事業をやれといつてもそんなものは起債では始末できませんよというくらいのこと言つてやることによつて、国、政府側の全体の雰囲気がか、地方財政もそういう大変なことなのか、それに対してどうす

るかという手当てが生まれてくるのではないでしようか。

そういうことを含めて、この際ぜひ、私は、事務方の意見に任せるのではなくて大臣がおっしゃることが必要である、そして、パリにおいでになるのなら、そのことをききつと後継の外遊中のかわりの大臣に申し送りをして、二十九日の閣僚会議にはそれが目に見えるようにしてほしい、こう思います。

○養父國務大臣 いろいろ御心配をいただいて大変ありがたく、感謝を申し上げます。

大蔵省に對します自治省のスタンスというのは先生が言われるようなものではございませんで、私はおとなしいけれども、事務当局が大蔵省がたじろぐくらいに頑張つておりまして、昨年の税制改革における地方財政の充実強化という目的のためにどんな働きをしたか、御想像いただきたいと思ふ次第でございます。

今度のこの売上税と税その他税制改革、まだ現にきょうは二十六日でございますから、政府原案が提案されている際でございますけれども、これが策定される過程においては大変な努力をいたしましたし、それから今先生が心配されるようなこれから状況につきましても言うべきことはきちんと申しておるということだけ申し上げたいと思ひます。また、事務当局と私は緊密に相談をして一体となつて大蔵省と折衝を進めている、こういうことも申し上げておきたいと思ひます。

ただ、事柄は非常に深刻でございますし、また急を要する、こういう意味で野党の先生方にも協議会における協議を真剣に進めていただきたいということも繰り返してお願ひ申し上げている次第でございます。

地方が今こういう状況の中でいろいろな事業もしなければならぬ、交付税の交付は一体どうなるかという心配をしていることにつきましても、私どもとしては先生方と同じようにいろいろ憂慮をしておるわけでございますが、これからの限られた時間にできるだけの努力をして地方団体には

迷惑がからぬようにしていきたい。そのためにも重ねて野党の先生方の御協力をお願い申し上げます。○加藤(万)委員 終わります。

○石橋委員長 小谷輝二君。

○小谷委員 最初に警察庁にちよつとお尋ねをしておきたいことがございます。

最近悪質な興信所、また探偵社、探偵事務所を名のものが非常にびこりまして問題になっておるわけでございますが、この興信所並びに探偵事務所等の設置する資格、届け出、これ等の義務があるのかどうか。また特にこれらの悪質な業者が大手企業から頼まれて信用調査に來た、こういうことで中小企業を訪問をして、優良会社と報告をしておくからということで金を要求する、俗に化調と言われるこういう事犯が横行しておるわけでございますが、特に円高不況等で困つていて中小企業がねらいに撃ち込まれているということで問題になっておるわけですが、この実態について警察庁は御存じかどうか。

○渡間政府委員 お答え申し上げます。

まず調査業について届け出等の義務があるのかどうかというお尋ねでございますけれども、これは法律的には何らの規制もございません。ただ、大阪府におきまして条例で規制をいたしておる例はございます。

それから、化調等の事柄についてどの程度実態を把握しているかというお尋ねでございますが、この化調と申しますのは業界用語で、調査依頼を受けていないにもかかわらずあたかも受けているように装ひまして、対象業者に対して依頼者には優良企業であると報告するというようなことを申し向けまして、会費であるとか広告費の名目で金銭を要求するような営業活動を総称して化調と言つておるようでございます。この化調がどの程度行われているかということにつきましては、当庁としては把握をいたしておりません。ただ、業界筋の話によると相当程度行われているというふうなこともございまして、例えば先ほど申

し上げました大阪府下におきましては、これは条例がございまして、大阪府下には社団法人として調査業協会がございまして、その調査業協会にこの種の苦情が殺到して、担当の委員会をつくつて自主規制を強化したところ急激に減つたというふうな事例もございまして、そういうように業界の実態としてはあるようでございますけれども、検査事例としては警察庁としては把握をいたしておりません。そういう状況でございます。

○小谷委員 最近特に商法の改正等によりまして締め出された総会屋、また警察の取り締まり等で追い詰められた暴力団、これらが大阪府の場合は条例である程度規制されておりますが、他の府県におきましては全く野放しで、資格も届け出義務も必要としない、だれでもどこでもいつでもできる、こういうふうな状態でありまして、これらが企業を食い物にしているケースが非常に多いわけでありまして、今後この所管になるかわかりませんが、何らかの法規制が必要ではないか、また、今後の取り締まり対策についても、警察当局も何らかの取り締まり対策を考えなければならぬのではないかと、こういうふうにお尋ねしますが、この点はいかがですか。

○渡間政府委員 お答え申し上げます。

まず警察といたしまして、探偵社あるいは興信所等の調査業者の活動が何らかの刑罰法令に触れる場合には厳正な取り締まりを行うことはもとよりでございます。また、現在任意団体でありますけれども日本調査業協会というふうな団体もございまして、幾つかの業界団体がございまして、こういう業界の団体と連携を図りながら必要に応じて防犯上の指導を行うとともに、その業界団体が先ほど申し上げました大阪府の調査業協会と同様に、自主的な規制としてこの種の行為を慎むようになつて、自主的な規制等による育成を図るとともに、その団体を中心とした自主的な規制を推進してまいりたい。その状況の推移を見ながら最終的に報告する必要があるかどうかを検討していく、こういう段階的な対応を考えております。

○小谷委員 今回提案されております外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案、この問題につきまして二、三お尋ねをいたします。

国家公務員の海外派遣法というのは昭和四十五年に関係法律が制定されておりますが、地方公務員につきましてもこの種の法律が整備されていなかった、今日まで過ぎてきたということでございます。今回法制化しようとするのは、地方公務員の海外派遣職員に今日までいろいろな問題があったやに承っております。特に住宅問題、医療問題、また教育問題、公務災害問題等々がいろいろ地方公務員の海外に派遣された職員の間で起こってきたという事実も何点かござい

ます。一部地方自治体におきましては四十五年に制定された国家公務員の海外派遣法、これに準じてすべて処遇をしてきた、こういう府県もあるわけでございますが、今回立法化に踏み切られた主たる理由というのはどういふ点があつたわけですか。

○柳(克)政府委員 まず一つは、最近いわれる国際化が進んでまいりまして、地方公務員で海外に派遣される職員が非常にふえてきた。四年前の昭和五十八年約百人でございましたが、その後約百五十人、二百人というふうになってきておる状況でございます。それを受けて法律が必要なのではないかということを考えたのが一つでございます。

それから、ただいま先生御指摘のように従来のやり方ではまいりまして、海外派遣された場合に公務とみなすということができておりません。その適用の問題、それから退職手当の問題等、職員の身分取り扱いにつきましていろいろ問題がある、そういう問題がないようにしたい、こういう趣旨でございます。

○小谷委員 国家公務員の派遣職員に準ずる内容を検討し考えているということでございますけれども、地方公務員の海外派遣職員と国家公務員の

海外派遣職員との格差はおおむねこれでなくなるのですか。

○柳(克)政府委員 この海外派遣法では先生御承知のとおり条例事項がございしますものですが、その条例の規定のいかんにもよるわけでございますけれども、この法律の精神を持って条例をつくり、適用していただければ、国家公務員の場合と同様の取り扱いになるというふうに考えております。

○小谷委員 今後自治体の職員の交流事業は、最近自治体の国際化という問題がますます重要視されておりますし、地方自治体独自の各外国の都市との姉妹提携等々も進んでおりますので、非常にふえてくると思ひます。ところが、条例に定めるということのようですが、相手国の自治体の形態も我が国と同様な形態がとられておるとは必ずしも言いがたい点も随分ございします。特に公共団体に準ずる機関というふうに規定されておるわけですが、この範囲をどう決めていくか、こちらが一番重要な問題として地方自治体では判断の基準が必要とされるのではなからうかと思ひます。

○柳(克)政府委員 例え地方自治体としても非常に必要なる研究課題として職員を派遣した、行った先が図らずも世界の有名な科学技術の研究機関であつたとしても、これが私立のものであつたり、また俗に言う公共団体に属するものと見なされないようなところであつたり、また私立大学、民間企業等々あるわけでございますけれども、これらの範囲を条例によつてどのように幅広く、要するに目的達成のためにどう範囲を条例で定めていくか、これは重要な問題だと思ひます。この点はいかがですか。

○柳(克)政府委員 法律の二条一項四号に「前三号に準ずる機関で、条例に定めるもの」という規定を設けておりました、これの典型的なものといふたしましては国立公立以外の外国の学校、研究所、病院などを考えておりますけれども、それ以外でございましては公共的、公益的な機関であるところの地方公共団体で判断されるものについては条例

で決めていただいていいのではないかと考えております。

○小谷委員 ですから、例えば私立のものであつてもそれはどのように、自治省として省令か通達か何かである程度地方自治体には指示しなければならぬ、判断基準を示さなければならぬと思ひます。その点はどうですか。

○柳(克)政府委員 学校、研究所、病院等であっても特に国立公立である必要はないと考えております。先生御指摘の点については通達等で十分指導したいと思ひます。

○小谷委員 この機会に、先ほどもちょっと質問がございしましたが、国際消防救助隊また警察救助隊等の海外派遣について二、三お尋ねをしておきます。

昨年の十月にエルサルバドル地震に対して東京都、横浜市の消防隊員が、職員が数名派遣されておりますが、地方自治体の国際協力、こういう事業の中で今後海外派遣があるものと思われま

す。これは公務出張として派遣されるという認識をしておるわけでございますが、これでいいですか。

○関根政府委員 今、国会で御審議をいただいております国際緊急援助隊の派遣に関する法律においては消防の部隊もそれに参加するという形になっております。その中の物の考え方は、消防活動というのは境界なしに、いわば国境なしに災害の防除のために必要な活動を続けるということ

でございますので、そういった観点から消防隊の派遣そのものの事務の性格は地方公共団体みずからの団体事務であると考えておりますので、昨年派遣したのと同じこととございまして、公共団体の公務出張という扱いになるものと考えております。

ために今回法律案が外務委員会に出されておるようでございますが、これは公務による派遣でございますので、この法律を施行するに当たりまして、地方公務員に類する中で、消防法、消防組織法ですか、また警察も入つておるようですが、警察法、これは一部改正する必要があるのではないですか。この点はいかがですか。

○関根政府委員 消防職員が国際緊急援助隊の一部として派遣された場合に不幸にして災害がありましたときには、地方公務員災害補償法の規定の適用がございします。それによりまして、国内で通常の公務を執行中に災害が生じたのと同じような補償がなされるものでございします。

それから、今回の派遣に関する法律案に関連いたしまして、消防組織法の改正が必要ではないかというところでございしますけれども、消防組織法の中に消防庁の任務が書いてございしますが、消防庁として国際緊急援助隊の派遣に關して手続その他いろいろの事務を行いますので、そのことを今回消防組織法の中に書き込む改正を派遣法の附則で行うこととしております。

○新田政府委員 警察の場合もほぼ同様でございます。附則の第五条におきまして警察法の五条二項の一部を改正いたします中で、五条二項で「国家公安委員会、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。」という「管理」の仕事として、今回、派遣される仕事の内容を書き加えることとしたしておるところでございます。

○小谷委員 では、この国際緊急援助隊の派遣に關する法律案、外務委員会が審議されておるところでございますが、今後、都道府県の警察も国家公安委員会の指示で国際緊急援助活動を行うことになるというのですか。警察法によれば、個人の生命、身体、財産を保護する、犯罪予防、鎮圧、捜査、また被疑者の逮捕等が主たる責務、このように我々は認識しておるわけでございます。特に公安業務等に見られるように国の統治権維持という主たる活動が本来の任務である、このよう

に認識しているわけであります。そこは消防法による人命救助活動、災害防止活動とは主とするものが内容的に異なるもの、このように我々は判断しておるわけですが、警察を国際緊急救助隊活動に派遣することはいかがなものかという一部の疑問があるわけですが、この点はどうか。

○新田政府委員 この緊急援助法で予定しておりますのは、海外における大規模な災害の発生でございまして、被災国政府等の要請に基づいて行う業務も救助活動、医療活動等に限定がされておるわけでございます。警察につきましては、先生御指摘のようにもともと個人の生命、身体、財産の保護に任ずることと、公共の安全と秩序の維持に当たることをもって責務としておるわけでございますが、その責務を果たす過程で人命救助等の業務を行っておりまして、そういうことから人命救助についての能力、技術、経験、知識というようなものも持っているわけでございます。そこで、海外において大規模な災害の発生があつて求めがあらう場合には、こういった知識経験を利用してお手伝いをするというのも国際協力の面から好ましいのではないかと考えるわけでございます。手続におきまして、あくまでも被災国等の要請がある、また派遣するかどうかについて外交当局の判断を経るといふ大変慎重な手続を前提といたしておりますし、提供する役務の内容も、救助活動といういわばニュートラルな役務の内容といふふうなことを考えておまして、消防当局の行われますこの救助活動と差のないものであるといふことと考へておるわけでございます。

○小谷委員 国家公安委員長にちよつとお尋ねしておきますけれども、国家の統治権維持という責務を持つ警察が、救助活動に限定するといへども警察隊として海外に派遣される、これが公認されることになるわけでありまして、これは将来、自衛隊の災害救助活動、平和維持という名目で海外派遣が容認されるようなことにつながるにいかうか。諸外国の脅威に発展するようなことになれば、これはもちろん憲法違反でございまして、

また自衛隊法にも反することになるおそれがある、こう思うわけですが、この点はいかがでしようか。

○葉梨国務大臣 今般提案されております国際緊急援助隊の派遣に関する法律案でございまして、自衛隊の派遣は予定しておりません。そして、ただいま官房長から申し上げましたように、日本警察の持つ人命救助等に関する能力、技術、経験等を提供しようというものでございまして、海外派兵とは全く異質のものでございまして、海外派兵につながるということは全くないと思つております。

○小谷委員 終わります。

○石橋委員長 岡田正勝君。

○岡田(正)委員 国際化時代に今あるわけでありまして、自治体外交の意義と役割について今どのようにお考えになっておるか、お聞かせください。

○森繁政府委員 多様で幅広い国際交流が要請されております現代の国際関係の中におきましては、国レベルの国際交流だけでは十分ではなく、国際交流につきましても新しい手法なり発想の展開というのが要請されておる、かように理解をいたしております。そのためには住民あるいは民間団体あるいは学術研究機関あるいは企業、それにさらに地方団体を担い手としたします地域レベルの国際交流を積極的に展開することが強く期待されておると思つておるわけでありまして、その意味で、この地域レベルの国際交流というのは、国が行います国際交流の補完としてではなく、むしろ地域のニーズと創意に基づきまして自主的、創造的に展開されるべきもの、こういうふうな理解をいたしております。その結果が、例えば地域の産業や経済を刺激し、あるいは異なった文化との交流を重ねることによりまして地域が活性化されていくのではないかと、こういう期待をいたしております。

○岡田(正)委員 それに関連してであります、自治省におきましては、このたび「地方公共団体に

おける国際交流の在り方に関する指針」というのをお出しになって都道府県に通知をしておるのではありませんか、そのねらいは一体何でありますか。

○森繁政府委員 地方公共団体にございしても、国際化の推進という観点から、先ほど申しましたように独自の施策を展開しておるわけでありまして、これまでも国際交流の分野におきまして地方団体の経験というものは必ずしも十分でない、そういう地方団体もございまして、そのために模索をされている段階にある地方団体もかなり多いわけでありまして、そこで先ほど先生御指摘の指針を出したわけでございますが、私どもで、地方団体が国際交流の施策を展開した際の一種のガイドラインのようなものをつくらうということでしたところでございます。

○岡田(正)委員 時間がありませんでうんと飛ばしていかさせていただきますが、今後の国際化時代に対応して地方公共団体に於ける国際化を進めるために自治省は今後どのような事業に重点を置いて対策を進めていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○森繁政府委員 先ほど申しましたように指針を示しまして、それを一つのガイドラインとして地方団体が国際交流の施策を積極的に展開していただく、こういうことを期待いたしておるわけでありまして、そのほかにも、本年から始めました外国青年の招致事業というのを今後積極的にさらに展開をしてまいりたい、かように考えておりますし、また二十一世紀の重要な地域政策課題の一つとして国際交流関係の仕事というのが出てくると思つておるわけでありまして、いわゆるリーディングプロジェクトの一つとして位置づけまして、これも積極的に展開をしてまいりたいと思つております。

さらに、これも本年からありますが、地方団体で国際交流を成功させる一つのかぎというものはその職員に人を得るかどうかという点にあるか

と思ひますので、本年度から自治大学校におきまして国際交流研修を実施することにいたしておるわけでございます。

なお、今後、有識者の御意見をお伺いいたしながら、地域レベルの国際交流が積極的に展開できましよう努力をしてまいりたいと思つております。

○岡田(正)委員 現在、地方公務員の多くの方が国連や海外の政府機関に派遣をされておりますが、それはどのような手続によつて現在行われているのか、お聞かせください。

○柳(克)政府委員 外国政府の機関へ派遣されている例でございますが、国際協力事業団経由のものが多いでございます。外務省に援助要請がございまして、その要請が国際協力事業団を経由して各地方公共団体に伝えられておる。そういうような要請を受けまして地方公共団体の職員が派遣される、こういう手続であらうかと思ひます。

○岡田(正)委員 今までも海外に派遣された公務員が多いのでありますが、その今までも派遣された地方公務員で、本法律がないために不利益をこうむつた例があるのかないのか、あるとすれば、本法が成立いたしましたらその適及適用をするというお考えがあるのかどうか、お答えください。

○柳(克)政府委員 この法律ができます前には、休職でありますとか職務専念義務の免除というような形で海外に出かけていた地方公務員がいたわけでございますが、そういう人たちの場合には、例えば退職手当の取り扱い等について現役といたしまして、当該団体で働いている公務員と比べて若干低い水準にあるという人もいたわけでございます。この法律ができますとすれば、まず給与につきましては、従来ばらばらでございましたのが国家公務員の例に準じまして少なくとも七割を保障するといふような規定を置いていただきたいと思います。従来一部し、それから退職手当につきましても、従来一部の団体で期間を二分の一に算定するといふような例もございましたけれども、それを二分の二、要

するに一〇〇%算入するような条例をつくっていただきたい。その場合に、既に過去において海外へ派遣されておられますけれどもまだ現在在職中の公務員、この人たちにきましてはこれから退職手当が支給されるということがございますものから、海外派遣の時期の早いか遅いかによって退職手当の額が違ふというのはいかにかというところで、退職手当については適度適用を考へるべきではないかというふうに考へております。

○岡田(正)委員 もう一遍確認をしておきたいと思いますが、現在在職中の人に對しては適度適用をしようというふうに聞きました。それで、もう既に退職をされた人については、これはまあ、ごめんなさいというふうに聞かされたのであります、そうですね。

○柳(克)政府委員 私、先ほどお答えした趣旨はそういうことでございますが、実は国家公務員の派遣法におきましても同様の取り扱いになっておりまして、それと同様の取り扱いにした、こういうことでございます。

○岡田(正)委員 派遣先の業務によりましてけがをしたためにやむを得ず日本にお帰りになって、そのまま病氣休職というようにこともあり得ると思いますが、その場合の給与の取り扱いというのはどうなるのでありますか。

○柳(克)政府委員 海外派遣でその病氣等が公務による、要するに業務上の問題であるといふしますれば、それは今回の法律によりまして、当該業務が公務とみなされるということでございますので、公務の場合、国内で公務によつて傷病を受けたあるいは病氣になったという場合と同じ扱いになります。したがって、一般的には給与は一〇〇%でございますし、支給期間も特に九十日というようないかなる制限はないというものであらうかと思ひます。

○岡田(正)委員 そこで、こういう法律が必要になつてきた、立法しなければならぬというその理由をひとつ、まとめてはつきりお答えをいただきたいと思ひます。

○柳(克)政府委員 先ほど来御指摘がございましたように、国家公務員の場合には昭和四十五年法律ができてまして、四十六年から施行されておりますが、当時はまだ地方公務員が海外へ出るという機会もそうございませんでしたものですから、その際は見送つたわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、最近、海外に派遣される公務員の数がふえてまいりました。昭和五十八年度が約百名でございまして、五十九年度に百五十名ぐらゐ、六十年に約二百名とふえてきておりますものから、そういうような情勢を踏まえて、職員について安心して海外に派遣がされるようにという趣旨でございます。

その際に、海外における仕事、これは本来申しますと、地方公共団体の仕事ではなくて海外の公共団体あるいは海外の研究等々の仕事をしていただくわけでございますから、直ちに公務というわけにまいりませぬものですから、そこを業務とみなすことによつて先ほど来先生御指摘のような給与の問題でありますとか、それから公務災害の問題等について適切な対処をしよう、こういう趣旨でございます。

○岡田(正)委員 そこで、派遣の問題であります、派遣先の機関の業務に従事する者を本法に言う派遣ということにされておりますね。職員の能力向上を目的とする単なる知識の修得あるいは資格の取得等のために留学をする、研修に行く、調査に行く、研究に行く等は含まれていないというふうに聞こえておるのでありますが、今回の立法の中の派遣というのはそういう区別があるのでしよう。

○柳(克)政府委員 これは先ほどちよつと申し落としたんですが、これも先生御指摘のように、国際化ということが必要になつてまいりまして、その地域社会が国際的に開かれる、そういうことによつて地域の活性化を図るというような趣旨に合致するものとして公務員が派遣される、そういう場合を考へております。したがって、全く本人の個人的な理由のために勉強に参りますとかと

いうことでは、この法律で直ちに読むわけにはいかない場合も出てまいらうかと思ひます。

それからもう一つ、研修として参ります場合には、当該団体の仕事そのもの、当該団体の仕事をさらに充実させるために研修に参るわけでございますので、これはこの法律ではなくて、別途、例えば出張による研修でございますとか、そういうような取り扱いにならうかと存じます。

○岡田(正)委員 そうすると、ちよつと不安なところがあるのではありませんか、本人の希望でもって研修に行くあるいは資格を取得に行くというような場合は派遣とみなすというところは非常に難しい、しかし、機関として必要を認めて出した場合には、これは派遣と認めるというような御説明でございますね。

そこで、ここではつきりしておいていただきたいと思ひますのは、派遣と研修との境界線、これは一体どこに基準を置くのか。いわゆる機関派遣ということに置くのか、個人ということとを区別をしてしまふのか、派遣と研修との境界線を御説明いただきたいと思ひます。

○柳(克)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、派遣の場合には当該団体の住民の福祉と申しますかそういう目的がかかるわけでございますけれども、海外の機関に入りまして海外の機関の指揮監督下に入る、こういうことでございまして、したがって、こちらの方から、この次あし、こうしろというように命令を命として行つわけにはまいりません。そういう意味で公務であるかどうかという問題が出てくるという御説明を申し上げたわけでありまして。

もう一つ、研修の場合は、当該団体の仕事をさらに充実させる、非常に抽象的な説明で恐縮でございますけれども、それを充実させるためにさらに腕を磨く、それも当該団体のためであることは間違ひございませぬが、そういう場合には直接その団体のためでございますので、その当該団体のいわば指揮命令下にまだおられるわけでございますから、それは研修として出かける、こういうこと

で、具体的には多分出張というような場合が多いのではないかと思います。

○岡田(正)委員 そこで、ちよつとどういふのであります、出張先という派遣先の外国の機関の監督、指示に従わぬ者というものは、この法律で言う派遣とは認めないということに聞こえるのであります、そうなりますと、例としては派遣でないもので出ていく場合があるやうな、極端に言うならば個人の研修ですか、無理にしゃくし定規にはめてしまへば、個人の希望によつて研修に行つたというような場合なんかあればいわける派遣ではないのだから、そういうときには先方において災害等に遭つたとしましても、それは一切関係ない、これは認めないということになるのであります。

○柳(克)政府委員 全くその人の個人のためと申しますか個人の都合で出かけるという場合には、非常に典型的な例を申しますれば、退職という格好で地方公共団体からは手を引いていただくという場合もあるかと思ひます。

それからもう一つは、そうはいひましても、その研修が御本人のためではあるけれども、将来、当該団体にとつて望ましいというような場合は、現在でもたしか休職命令をいたしまして行つていく場合がございまして、今後恐らくそういうような取り扱ひで、整理というふうに区分してまいらうかと思ひます。

○岡田(正)委員 そこで、いわゆる休職の扱いにして派遣、派遣という言葉が言葉がややこしくなるのですけれども、休職という形で出ていかれた方、これが今後ないとは限りませんが、そういう方は、災害を受ける、その他のことがあつた場合は、本法と同じような処置を受けることができるようになるのですか、ならぬのですか。

○柳(克)政府委員 休職の場合には公務ではございませぬものですから、このような法律とは違つて取り扱ひにならうかと思ひます。

○岡田(正)委員 そこで、今問題になりました派

道先の機関、これは外国の地方公共団体の機関のほかに二項目が列挙されております。そこで、そのほかこれらに準ずる機関で条例に定めるものというところで第二条に書かれてあります。それでここで言うのは、どのような機関が予定されるのであります。条例で規定をされるであろうというのはいくつかあるのです。

○柳(克)政府委員 まず典型的なものとして考えられますのは、いわゆる国立以外の学校でありますとか、病院でありますとか、研究所でありますとか、そういうものでございまして、なお当該団体におきまして必要と思われる公共的あるいは公益的機関がありますれば、それも書いていただいても結構であらうかと考えております。

○岡田(正)委員 例え、これからのことですから例えはの話になります。国と異なる機関を条例で地方自治団体が定めた場合、こういうことは可能でありますか。

○柳(克)政府委員 当該団体の例えは姉妹都市提携によりまして考えられるいろいろな機関があると思ひますが、それも当該団体において御判断をいただいて、公益的なものでないこととやはり当該団体の仕事としておかしなこととあるうかと思ひます。

○岡田(正)委員 次に、給与の問題であります。この派遣職員に給与については国家公務員の派遣職員の給与を基準として条例で定める、こういうことで第七條で相なっております。この基準とは一体どの程度の中身を見ておるのでありますか。

○柳(克)政府委員 国家公務員におきましても国際協力のために海外派遣されるわけでございまして、地方公共団体の場合にも同様でございまして、国家公務員の扱いと同様にしたい。ただいた方がいいのではないかと、それで書いていただいておりますが、具体的には本俸の七〇％というふうな線を引いて、場合によってそれをさらにふやしていくということも可能であらうかと思ひます。

○岡田(正)委員 時間が参りましたので、これをもって終わらせていただきますが、四十七分までです。時間を超えております。

そこで希望を申し上げておきますが、派遣をされる地方公務員の諸君が心配をすることがないよう十分ひとつ御配慮をさらに重ねていただきます。すよう望まいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○石橋委員長 柴田睦夫君。

○柴田(睦)委員 本法案は、外国政府の機関などに派遣される一般職の地方公務員の処遇について定めるものであります。派遣の前提になります。地方公共団体の国際協力、この問題について質問したいと思ひます。

我が党は、国際協力につきましては経済技術協力の五原則、すなわち民主的公開、自主性、新植民地反対、平和と民族自決、人類進歩を目指す国際協力、この五原則のつとめて実行するべきことを主張してまいりました。地方公務員の力が世界の平和と途上国人民の福祉に役立つ方向で発揮されなければならぬと考えております。地方公共団体が国際協力におきましては、その自主性が尊重されなければならぬと、政府によって地方公共団体を国の下請機関にするようなことが絶対にあってはならないと考えます。

そこで、まず地方公共団体の国際協力を実施する方法、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○柳(克)政府委員 この法律の場合考えておりますのは、海外派遣をするという前に、まず姉妹都市等の協定を結ぶ、それに基づいて職員を派遣する。というふうな場合であります。それから国際協力事業団の仕組みによりまして職員を派遣が要請された場合に、当該団体の判断によって参加する。というふうな場合も含めて考えております。

○柴田(睦)委員 地方公務員を政府が行います。国際協力事業団などの国際協力に参加させる、そういう方法を言われましたが、ちょっと外務省に伺います。

○柳(克)政府委員 確かに先生おっしゃいますように、昭和四十六年当時国の派遣法ができました。ときは、なおまだ地方公共団体が国際協力というようなことを余り行っておりませんでしたので、当時はそういうようなことを行っておりませんでした。したのですけれども、その後、最近に至りまして海外に派遣される職員というものが非常にふえてまいりました。年々増加の傾向にある、そういうようなことからこの法律をお願いしたわけであり、基本的には、地域社会を国際的に開かれ

た社会にする、そのために、それによって地域が活性化し、ひいては住民福祉が増進される、そういう観点で国際交流が行われるということは非常に結構なことではなからうかという趣旨でこの法律をお願いする次第でございまして。

○柴田(睦)委員 時間がありませんので先に進みますけれども、自治大臣官房企画室編纂の月刊「地方財務」、この昭和六十一年十二月号の別冊付録に「昭和六十二年度 国の重点施策の動向と地方公共団体の対応」というのがありまして、これを見ますと、

我が国の広範な国際化の進展への対応が、我が国及び全国民の課題であるとともに各地域社会としての課題でもあるという認識に立ち、自主的な判断に基づいてそれぞれの地方公共団体における多様な国際交流の拡充が期待される。

こう言っております。その中でももちろん、「地方公共団体は国が行う外交活動の下請とか、あるいは補完機能を果たす立場にはない」と断つてはおりますが、国レベルの国際協力の不十分分野を担うというところは、国の仕事である海外協力事業を、これは地方公共団体に補充、肩がわりさせるものにはならないか、そういう問題点があると思ひますけれども、御見解を伺います。

○森(繁)政府委員 現在におきます国際交流というのは幅広いものが要求されておると考えております。そのためには、国レベルの国際交流も必要であります。民間レベル、地方団体レベル、住民レベル、いわば地域レベルの国際交流というのも非常に強く要請されておるわけであります。この意味におきまして、地域レベルの国際交流といひますのは、先ほどおっしゃいました国が行います国際交流の下請だとか補充だとか、そういうたぐいのものではないと認識いたしておりました。地域のニーズとか総意に基づきまして自主的に展開されるべきものと理解いたしておるわけでございまして、その結果が地域住民の国際認識と国際理解を培ひまして、国際社会におきまして地域の独自性といひますかアイデンティティーを確立し

て、地域経済あるいは地域全体を活性化化する意義がある、こう理解しておるわけでございます。

○柴田(陸)委員 先ほども話が出ましたが、自治省はことしの三月に「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」、ガイドラインを示されました。指針によりまして、「地方公共団体による国際交流を、質・量ともに向上することが求められている」、また、地方公共団体が地域レベルの国際交流の「先導的役割を果たしていく必要がある」という書かれております。そして、国レベルの国際協力では十分に対応できない分野、また、きめの細かい対応が必要とされている分野において国際協力を推進するため、(中略)適切な対応措置を講じていく。

こう言っております。全体的にこの指針は、地方公共団体の海外協力事業の推進を指導する文書であるというように考えられるわけであります。

時間が少ないので続けていきますが、なおまた、自治省にあります地方行政活性化長期戦略研究委員会がまとめた「二十一世紀の地方自治」という報告書を見ますと、「世界に開かれた地域社会と地方自治」という項目があつて、ここに

我が国が国際社会の責任ある一員として、世界に貢献していくためには、ひとり中央政府のみが外交を担当するのではなく、国民のひとりひとりがこれを担っていくことが望まれる。この場合、地方公共団体は、住民に最も近いところで、地域の総合的な経営主体として、個性的、かつ多様な行政を実施していることから、このような国民の草の根外交を支え、地域を活性化し、地域を世界に開かれたものとしていくには、最も相応しい主体である。

こうした上で、
従来、外交と言えは全て国の専売特許とする單純な考え方があつた。今後は、このような古典的な国と地方の関係論は、止揚されていかなければならない。
こう言い切っているわけでありす。この止揚さ

れた新たな国と地方の関係の問題、これは国の行う外交活動の下請とか補完機能を果たす地方公共団体になされるのではないか、こんな問題点も出てくると思いますが、これらの点を踏まえてお答え願いたいと思います。

○森(繁)政府委員 先生御指摘のとおり、地方行政活性化長期戦略研究委員会のレポートでは、今おっしゃつたようなことが内容として書いてございます。ただ、ここで記述されております趣旨といひますのは、今日の国際情勢のもとにおきましては、諸外国との相互理解を深めていき、我が国が国際社会の責任ある一員といたしまして世界に貢献していくためには、ひとり国といひますか、中央政府レベルの国際交流ばかりではなく、地方

政府といひますかあるいは地域レベルといひますか、そのような国際交流もぜひとも必要でありまして、むしろ国民一人一人が他の国の人々と相互理解を深めていくということが非常に強く望まれるわけでありす。この場合には、当然のことながら、地方団体が住民に最も身近な行政主体でありますので、草の根外交を支えていくという先導的な主体的な役割を果たすことが必要であらうと思つておりますし、国の国際交流の下請だということは今後あつてはならないし、そういうふうにならないように指導してまいりたいと考えております。

○柴田(陸)委員 あと二分ありますので、最後に大臣にこの問題についての見解をお伺いしたいと思ひます。特に、今後政府の行う国際協力への地方公共団体の対応につきまして、地方自治の本旨にもとらなないというようにしていくという点での決意をあわせてお伺ひして質問を終わります。

○葉梨(國)大臣 ただいままでの御質問に対するお答えにもございましたように、地方公共団体も国際化時代になりました。住民福祉の向上という目的を掲げて姉妹都市交流とかその他国際交流を進めていかなければならない、今度の法律案はそのための身分に関する法律案でございますけれども、その場合にも国際交流を進めるに当たつては

住民の理解をよく求めていくということが第一。第二には、地方公共団体が派遣について自主的に判断をして決めなければならない、こういうことであらうと思ひます。また、その点につきましては、十分に地方公共団体を指導していきたいと考えている次第でございます。

○柴田(陸)委員 終わります。

○石橋委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○石橋委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次に、閉会中審査案件が付託されました場合の諸件についてお諮りいたします。

まず、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣委員、派遣地、派遣期間その他所要の手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次に、閉会中審査の委員会において、参考人の出席を求め、意見を聴取する必要が生じた場合には、参考人の出席を求めることとし、その人選及び出席日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（趣旨）

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等に派遣される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）の処遇等について定めるものとする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地方公共団体と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他の条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 外国の地方公共団体の機関

二 外国政府の機関

三 我が国が加盟している国際機関

四 前三号に準ずる機関で、条例で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（派遣職員の職等）

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、派遣された時就いていた職又は派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したとき

は、職務に復帰するものとする。

（派遣職員の業務上の災害に対する補償等）

第五条 派遣職員に関する地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る地方公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第二条第四項から第十項までの規定にかかわらず、自治省令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、地方公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、地方公務員災害補償基金は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行わない。

第六条 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行われることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する地方公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

（派遣職員の給与等）

第七条 派遣職員の派遣の期間中の給与及び派遣職員が派遣の終了後派遣先の業務上の負傷又は疾病に起因して、当該負傷若しくは疾病に係る療養のため若しくは当該疾病に係る就業禁止の措置により勤務しないとき、又は地方公務員法

第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときの当該勤務しない期間又は休職の期間中の給与、派遣職員が退職したときの退職手当並びに派遣職員に対する旅費の支給については、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項の規定により派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとする。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第八条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失ふことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二項第一項の規定に基づく条例の施行の際、現に地方公務員法第二十七条第二項の規定に基づく条例の定めるところにより休職にさ

第二百三十九条

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第二号）第二条第一項

理由

国際協力等の目的で、外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等の業務に従事するために派遣される一般職の地方公務員の処遇等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

れ、又は同法第三十五条の規定に基づく条例の定めるところにより職務に専念する義務を免除されている職員であつて、第二条第一項各号に掲げる機関の業務に従事しているものは、条例で定めるところにより、同項の規定に基づく条例の施行の日に派遣職員となるものとするものである。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第二百三十九条を次のように改める。
（派遣職員についての特例）
第二百三十九条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第二号）第二条第一項の規定により派遣された職員である組合員に対する第四章及び第六章の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」とする。

第二百四十二条第二項の表第二百三十八条の項の次に次のように加える。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第二条第一項

昭和六十二年六月二日印刷

昭和六十二年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D